

テイクアウトに取り組む飲食店へその費用等の一部を 市が助成する補助金の対象期間等を延長します

新型コロナウイルス第2波が発生し、飲食店に再びテイクアウトへシフトする動きが見られるため、飲食店等が新たにテイクアウトに取り組む経費等の一部を市が助成する補助金の対象期間及び申請受付期間を延長します。

■事業名 飲食店等テイクアウト推進事業

■事業の概要

○補助額

- ・1店舗につき上限10万円（補助対象経費の2/3、上限10万円）
- ・申請は1回限り
- ・一人の事業者が、複数店舗で実施する場合、店舗ごとを対象とする。

○主な補助対象となる経費

令和2年4月1日から令和2年10月31日までに調達したものが対象

⇒令和2年10月31日まで延長。(延長前:令和2年6月30日)

- ・テイクアウト用容器等消耗品
- ・チラシ・ポスター等広告費
- ・店舗の改装費 など

○補助要件（以下の条件を全て満たす必要あり）

- ① 中津川市内に所在する店舗であること
※市内の各種団体（組合・協会等）への加盟要件は設けない
- ② 原則、令和2年4月1日から、新たにテイクアウトを始めた飲食店であること
- ③ まちなかラボが紹介するWebサイトに掲載すること

○申請書配布窓口

市役所商業振興課（にぎわいプラザ4階）、各総合事務所、各地域事務所、
（株）まちなかラボ 他

- 申請受付期間 令和2年4月30日（木）から令和2年11月30日（月）
⇒令和2年11月30日まで延長。(延長前:令和2年8月31日)
ただし、期間内であっても、補助総額が予算額に達した場合は受付終了

- 申請方法 郵送のみ

- 申請受付窓口 (株)まちなかラボ
(郵送先) 住所 〒508-0038 中津川市新町2-29
電話 0573-65-3367
(申請受付・補助金支払に関する事務は、まちなかラボが代行)

お問い合わせ先

商工観光部 商業振興課 担当者：土屋 敦
電話：0573-66-1111（内線4266）